

## 環境影響アセスメント指令 かんきょうえいきょうあせすめんとしれい

Environmental Impact Assessment Directive. 欧州委員会の定めた環境関連の主な指令・規制の一つで、特定の公共事業及び民間事業の環境影響アセスメントに関する指令（85/337/EEC）、並びにその改正指令（97/11/EC）をいう。この指令は「対症療法よりも未然防止に重点を置く」というEU環境政策の基本方針に依拠し、事業認可の前に当該事業の環境への影響を特定して評価を行う環境影響アセスメントの手順を定めたものである。改正EIA指令では、加盟国がIPPC指令（統合的汚染防止管理指令）の要求事項とEIA指令の要求事項を合わせて単一の手順を設けることを認めている。なお、EUの「指令」は加盟国が一定期限内にそれに沿った国内法・規制を整備することを要求するものであるが、これは最低限度の要求であり、国毎の事情に応じてより厳しい法・規制を設けることもできる。

---

<登録年月>

2010年11月

---

---